

# 日本建築士会連合会 補償制度のご案内

経営安定化や福利厚生制度など  
さまざまな補償プランをご案内しております。



中途加入  
随時受付中

## 業務に関する賠償責任保険

会員  
限定

- ① けんばい事務所用 (建築士賠償責任補償制度)
- ② けんばい勤務建築士用 (建築士賠償責任補償制度)
- ③ NEWこうばい (工事総合補償制度)
- ④ 既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度

ご自身やご家族の  
ための保険

団体割引  
20%

- ⑤ トータルサポート  
(団体総合生活補償保険)  
(団体長期障害所得補償保険)

ゴルファー必須の  
ワイドな補償

団体割引  
10%

- ⑥ 団体ゴルファー保険  
(団体総合生活保険)



## 1

### 設計業務等のリスクに備えて

# けんばい事務所用

(建築家賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、サイバーリスク保険)

### 標準セットプラン

### 基本補償

### 法令基準未達補償

※補償対象外とすることも可能です。



### オプション

- 建築物省エネ法に基づく説明・届出義務に関する補償
- 構造基準未達補償
- 工事監理業務補償
- 設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償 (弁護士費用補償)
- 損害拡大防止軽減費用補償
- 適合証明業務に関する補償
- 建物調査遂行中の賠償責任補償
- サイバーリスク補償 スタンダードプラン
- サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン (従来の個人情報漏えい保険の移行プラン)

## 標準セットプラン

### ● 基本補償

設計業務等の遂行により発生した対象となる建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損等についての損害賠償責任を補償します。設計業務の対象となった建築物の給排水・電気・空調・遮音性能の機能的不具合に関する損害については建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償します。

### ● 法令基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

## オプション

### 設計・工事監理業務における 設計成果物に関する応訴費用補償 (弁護士費用補償)

2022年度に実施したアンケートの結果、7割以上(※)の回答者からご要望があり新設した「弁護士費用関連の補償」のオプションになります!

設計・工事監理業務における設計成果物に関することで設計・工事監理契約の発注者から訴訟を受けた際の応訴費用を補償します。

(※) 約2,100社の設計事務所のうち約1,500社が弁護士費用関連の補償をご要望。

### ● 建築物省エネ法に基づく説明・届出義務に関する補償

建築物省エネ法の説明・届出業務の業務上の過失が原因で法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。標準セットプラン(基本補償および法令基準未達補償)にご加入いただいた方のみ加入できます。

### ● 構造基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「建築基準法第20条1、2、3号に規定する建築物」について、「建築基準法第20条に規定する構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

### ● 工事監理業務補償

「工事監理業務」の遂行に起因して発生する損害を補償します。  
※施工業務を兼業している(施工業務を自ら行う)設計事務所は加入不可

### 損害拡大防止軽減費用補償

これまで基本補償では対応できなかった「物理的な滅失破損が生じる前」の損害拡大防止費用を補償します!

設計業務の遂行に起因して生じた建築物の瑕疵について、その修補、業務の履行の追完または瑕疵の改善のための直接的な費用を補償します。

### ● 適合証明業務に関する補償

適合証明業務の業務上の過失が原因で法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

### ● 建物調査遂行中の賠償責任補償

耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。

### ● サイバーリスク補償 スタンダードプラン

情報漏えいの補償に加えて、コンピュータシステムの所有使用に起因して発生した不測の事由や、情報漏えいが発生する以前のサイバー攻撃の恐れによって被る損害等を補償します。



## 2 建築士個人の賠償責任のリスクに備えて けんばい勤務建築士用 (建築家賠償責任保険)

建築士法第24条において「管理建築士の責務の明確化」第22条の3の3「**建築物の延面積300㎡を超える場合、書面による契約締結が義務化**」され、新たなリスクへの対応のための保険です。

### けんばい勤務建築士用のメリット

- 1 年間掛金**5,000円\***で1,000万円を限度として補償できます。
- 2 建築士事務所に勤務または所属する建築士が、国内で遂行する建築物の設計業務または法適合確認業務に起因して生じた事故について、法律上の損害賠償を負担することによる損害が補償されます。

※建築士事務所の代表者は加入できません。

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社)

## 3 賠償責任補償と建設工事補償をセットで充実 NEWこうばい (工事総合補償制度)

(施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険、近隣被災者対応費用保険)

### 賠償責任補償

第三者への身体障害または財物損壊に対しての法律上の賠償責任を補償します。

- 工事中だけでなく、完成引渡後その仕事の結果に起因して、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた場合の法律上の損害賠償リスクを補償
- 本弊社屋や資材現場での法律上の損害賠償リスクを補償



### 建設工事補償

工事現場で工事対象物、材料、仮設物に生じた損害をカバーします。「メンテナンス期間に関する特約」工事対象物の引き渡し後、契約上のメンテナンス期間中に被保険者が負うべき補償責任のうち、不足かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害を補償します。

工事現場での工事の目的物、材料、仮設物等に生じた損害リスクを補償

- 火災、落雷、破裂、爆発による損害
- 骨組の倒壊による損害
- 盗難による損害



**おすすめ** 自然災害補償拡張プラン

〈引受保険会社〉あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 4 建物状況調査業務に起因する損害賠償請求に備えて 既存住宅状況調査技術者 団体賠償責任保険制度

(既存住宅状況調査業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険)

建物状況調査業務のミスで売主、買主に**経済的損失が発生した場合**の法律上の損害賠償責任を補償します。

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社)





5

必要な補償を必要な分だけ選択できる

# トータルサポート

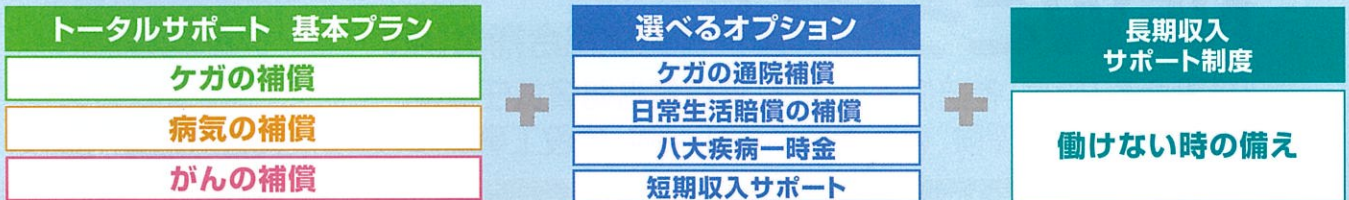
(団体総合生活補償保険)

(団体長期障害所得補償保険)

## POINT!

- 1 病気やケガで長期間にわたり働けなくなったら…  
「長期収入サポート制度」に、単独で加入できます。  
さらに、精神障害による就業障害も補償できるタイプをご用意しています。
- 2 女性特有のがんに対する備えも安心です。
- 3 無料でご利用いただくことができる3つのサービスを用意しています。  
「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」  
健康維持に役立つ情報提供や病気に関するご相談などで、みなさまの健康生活をしっかりサポートします!
- 4 幅広い生活習慣病にも対応する新オプション  
八大疾病一時金を導入します!
- 5 法人契約の場合、保険料は全額損金扱いが可能です。
- 6 掛金はWEBで簡単に計算できます。

団体割引 **20%**



※基本プランと、お好きなオプションあわせて最大7つまで選択いただけます。 (引受保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (幹事保険会社)

6

ゴルファー必須のワイドな補償!

# 団体ゴルファー保険

(団体総合生活保険)

- 練習・プレーも安心。他人への賠償も補償します!
- ゴルフ中の思わぬケガを補償します!
- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難等も補償します!
- ホールインワン達成時には記念品の購入費用等をお支払いします!



(引受保険会社)  
東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社)

団体割引 **10%**

このご案内は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず各商品のパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>

日本建築士会連合会  
ホームページ

→ 保険制度

→ お問い合わせ

資料請求

スマートフォンから  
はこちら



[取扱代理店] 公益社団法人日本建築士会連合会共済補償制度係 株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階 TEL: 03-6272-6206 FAX: 03-6272-6209

①②④⑥引受保険会社:(幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL03-3515-4122

(2024年3月作成 23T-002747)

③⑤引受保険会社:(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL050-3460-8162 FAX03-6734-9609 (2024年2月承認 B23-104085)

日本建築士会連合会  
サイトはこちら

